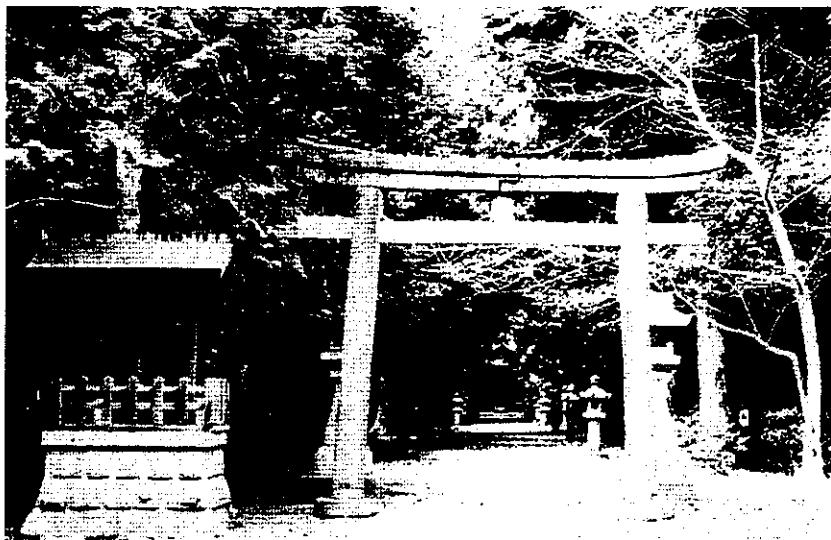


能褒野神社御由緒



能褒野神社々務所

能褒野神社御由緒

一、鎮座地　亀山市田村町女ヶ坂一四〇九番地

一、祭神　日本武尊

弟橘姫命

建見鬼王

一、祭日　春祭　四月八日

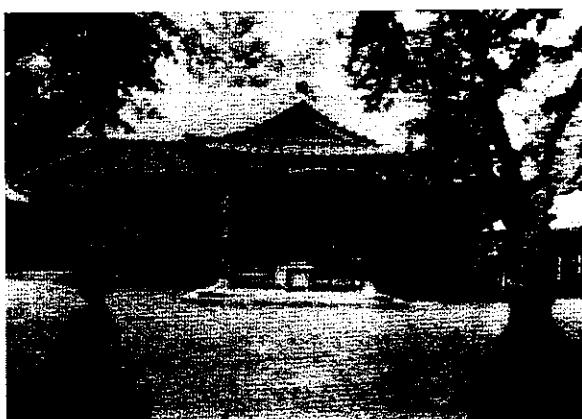
例祭　十月八日

一、由緒

日本武尊能褒野で薨去される。景行天皇深くこれを嘆かれ、太子の礼を以て葬られた。

中世以降戦乱が相ついで尊の御陵墓も荒廃して定かでなくなり、加佐登塚、吉備塚等諸説が続出したが、明治十二年、前方後円の古制により十六のばい塚をもつ女ヶ坂を以て尊の御陵であると確認され、守部を常置して祭られることになった。

明治十六年、神宮祭主久邇宮朝彦親王より、能褒野神社と社号の選定ありて、翌十七年三月一〇日、御陵の傍に創立の許可あり、社殿境内の新設に着手した。明治二十八年、その業ようやく終り、時の神官祭主、賀陽宮邦憲王殿下より御靈代みたましろを納めまつらんとの御沙汰を蒙り、伊藤宮司及惣代二名が殿下に親謁し、御手づから御神体を頂いて帰り、御鎮座祭を行つた。



明治三十八年、日露の役終わり、陛下神宮へ御親拝の日、勅使を御墓へ差遣され、同勅使は神社へも参拝、玉串を奉納された。また、能褒野神社創立に関する詳細を陛下に復奏するとの御言葉が、神職伊藤忠孝にあつた。

明治四十一年、弟橘姫命（元小天宮祭神）建見児王（県主神社祭神）を配祀し、武内社那久志里神社、同志婆加支神社、村社八島神社、田守神社外、四十余社を合祀して村社となつた。

大正十三年、能褒野保勝会組織、同十四年六月県社に昇格し、十月祝祭を行つた。

この時秩父宮、高松宮、伏見宮、閑院宮、朝香宮、東久邇宮、北白川宮、竹田宮等、各宮家より「御鏡餅料」を給い、知事以下二百余名の参列を得て、厳肅な祭儀が行われた。

大正十五年五月、保勝会にて龜山駅前に大鳥居を建設。久邇宮邦彦王殿下より「能褒野神社」の御染筆を頂き、扁額を掲げた。

昭和二十一年マッカーサー指令により国家神道廢止され、宗教法人となり昭和二十七年十二月一日、宗教法人能褒野神社として今日に及んでいる。

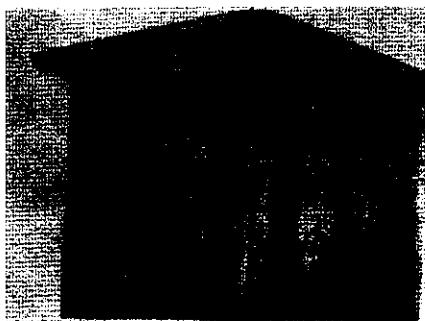
一、日本武尊略伝

日本武尊 幼少の頃の名を小碓命おきなむすめと云う。

天皇の命を受けて熊襲の川上のタケルを討つため西征。この時年十六、女装してタケルの邸に入り之を刺す。タケル死に臨み「今よりはヤマトタケルのミコトみことと称たとまつるべし」と。この時より日本武尊と呼ぶ。

日本武尊、更に出雲のタケルを討ち、西國の服せぬ者を平らげて大和に帰り、その旨を奏上。

征旅の疲れのまだれぬ中に、東国の夷えいを静めよと命ぜられる。日本武尊、東国へ向う途中、伊勢大神宮の神前



に折り、叔母倭姫命に会つて言うに「父の帝さきに西方の賊を討つことを命じ、今まで東方十二道の賊を平らげようと。帝には自分の早く死ぬことを望まれるのか」と涙を流す。倭姫、慰める言葉もなく、つるぎと袋を授け「危急のことあれば、この袋を開け」と。

尊、駿河の国に至る。この地の夷、偽り従つて、尊を狩に誘い、四方より火をつける。火に追われ、炎間近に迫つて危急の時、尊、袋を開くに火打石あり、つるぎを抜いて四方の草を切りはらい、風下より火をつけると、向火は風上の火を吹き返へし、危急を脱して夷を亡すことができた。これよりつるぎを草なぎ、この地を焼津と言う。更に相模の国より上総の国に進むため走水の海を渡る。

航路半、暴風起こりて船まさに難破せんとす。この時従つていた后弟橘姫は、穂積氏 忍山宿弥の娘であり、尊が神宮参拝の帰途、野村の忍山に立寄られて后とされた方である。后、「われ尊に代り海神の怒をやわらげん」とて、海中に身を沈めるに、荒波自ら静まり船を進めることができた。

尊は東国より、更に陸奥の国と夷どもを平らげ、大和への帰路、碓日峠より、はるか走水の海を望み、弟橘姫をしのんで「吾妻はや」「あ、わが妻は……」と三度嘆き言う。「これより東の国を「あづま」と言う。

伊吹山に荒神ありと聞き、尊「われ一撃にてこれを討たん」と高言した故か、山中に入ると氷雨降りしきり、沃氣にあたつて心身喪失し、かろうじて里に下る。

勇武の尊も力衰え、遂に杖を頼りにして歩を進めたので、この地を杖つき坂と言い、「わが足三重のまがりなす」と歎かれたので、この地を三重という。
能煩野はに至り、尊、望郷の念やみがたく

倭は國のまほろば

(注)

まほろば…………すぐれたよい所

た、なづく 青垣

山こもれる 倭しうるはし

と歌われた。

病、日に重くなり、遂に能煩野の荒野に死す。年三十。

昔の能褒野は、今の広瀬町、まりが野、能褒野を合せ、鈴鹿山ろくに至る広大な原野一帯を言い、尊逝去の地が明らかでなく、長く論争された。

尊の東征に従つた吉備武彦、大伴武日連等、早馬を以て尊の死を帝に奏上。天皇嘆き悲しみ給い、百官に命じて能褒野に陵墓（ひせき）を作り葬し奉る。時に尊の御魂白鳥となりて倭に向かつて飛び去る。群臣怪しみて棺を開きみるとただ衣のみ留まとると、よつて使者をつかわし白鳥を追い尋ねるに倭の琴弾原に止まる。その所に陵を作る。白鳥再び飛び立ち河内の国に至り古市の村に留まる。またその所に陵を作る。時の人この三陵をなづけて白鳥陵という。

(注)

大和白鳥陵

奈良県御所市富田町

近鉄古市駅下車約一キロ（写真上）

河内白鳥陵

大阪府羽曳野市古市

近鉄古市駅下車約五キロ（写真下）

市役所に至る道に白鳥一丁目、二丁目、三丁目等の町名あり
御陵は長径百二十メートルに及び周囲巾一十メートル余の濠



をめぐらす壮大な前方後円墳である。

(以上 記紀をもとにした尊の略伝)

一 能褒野御陵

一名銚子塚ともいう。(前方後円の陵が銚子を横たえ、上方から見た形に似ていてことからか)

総面積一九、三七七平方メートル、内本地一六、五五九平方、内廓の周三四二メートル、高さ六、一メートル、後円部径五六メートル、高さ九、一メートルに及ぶ広大なもので、前方後円の古制を嚴存する。

陪塚の数一六、内九は本地内に、他の八は本地外にある。明治十二年十一月、内務省によつて薨去の地であると決定され、玉壇、鳥居、石段などを設け、守部をおいて祭祀され今日におよんでいる。

浅茅生のもみづる草に 降る雨の

宮も佗しも 伊勢の能褒野は

長塚 節



一 御幣川鮎奉獻之神事

御幣川は、鈴鹿山脈小岐須けい谷に源を発し、安樂川と田村にて落合ひ、それより一キロ余下つて鈴鹿川に合流して伊勢海に注いでいる。

旧記に人皇三十一代敏達天皇当郡石大神に行幸の時、兩大神宮天降り給つという。

この時、白髮の翁あらわれ、御贊川にて鮎をとり、両大神宮に奉る。石神社前の地に滝ありて、是より上へ魚上らず、鮎止めの淵といふ。以来両大神宮へ調進の神事、連綿として行われ、先ず御幣を川表にて建てゝ、神事を執行したゝめ、この川を御幣川と称した。御贊を「おんべ」と読む諸例があり、御幣も神へ供進する意味があり、御贊川即御幣川と称したとも考えられる。

中古乱世のため何時しか廢絶。

安政二年、大宮司殿御役所に於て、元禄年中の記録が見当たり、御贊郷八ヶ村（小岐須村、伊舟村、原村、広瀬村以上川上四ヶ村下川下）、川崎村、名越村、田村、長明寺村、四ヶ村）の神主へ、御贊神事執行についてお尋ねがあり、八ヶ村の神主併に庄屋合議の上、古式により神事再興を誓約し、大宮司殿役所へお届し、御贊調進が行われてきた。

志摩のあわび、三河の絹と共に御幣の鮎を日本三大御贊といふ。

三河の絹糸は、現在も年一回「赤引糸」の名で奉納されている。

志摩のあわびは、神宮鎮座以来の神戸である鳥羽市国崎より調進されているもので、今も身取りあわび、玉貫あわびの調製を、国崎の長老たちが奉仕し、古例のままに国崎の神宮御料あわび調製所で行われている。

○御贊魚調進一札

御贊川初鮎干魚 七枚

右者當六月十七日古式之通、漁之両大神宮御贊神事無滞相済候 然所今般依_レ願_二當六月旧式御取調之上執行方嚴重_二被_レ仰付_一 弥向後旧例_レ相定_一 其刻御用済_二通_レ右御贊魚奉進獻_二候間此段宜敷奉願上候其為調進一冊依而如件

安政二年七月

大宮司殿

伊藤筑前正



御役所殿

○御贊進獻神具調引合蝶

一、御贊箱

一、御奉書箱

一、御贊神事略伝記

一卷

一、御絵符御神灯御印書

一通

一、同 再改御墨付

横折一通

右連村之神具相互心掛大切取扱年番引渡折相改別
而書類等紛失無之様合氣付可申事

安政五年九月 御贊進獻御組合中

(注)御絵付一神魚運搬の荷札

神事の執行は、神魚を漁る。さで方の者并村役人が神主方へ正午刻に集り、それから定めの川表へ出て御幣を建て祈祷。さて方の者は水よりをとつて身体を清めた後、川瀬を漁り登り、手をふれずに籠に移して神主に渡す。神主はこれを洗い清め、祈願所より両大神宮に向かい調進する。

さで仲間年番の家で神酒開きの神事あり。神宮へ干魚として奉獻、進獻の道中、神宮より下賜された御提灯を先頭にして進んだ。この提灯をみると、大名も下馬

